



熊本県公報

号外 第4号

令和8年(2026年)

1月27日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 賴

○投票用紙の様式の決定	(選挙管理委員会)	1
○選挙人名簿登録基準日等の決定	(〃)	4
○選挙長の事務を行う場所の決定	(〃)	4
○選挙分会長の事務を行う場所の決定	(〃)	4
○ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日の決定	(〃)	5
○選挙長及び選挙長職務代理者の選任(小選挙区)	(〃)	5
○選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任(比例代表)	(〃)	5
○審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任(国民審査)	(〃)	5
○選挙会の場所及び日時の決定(小選挙区)	(〃)	5
○選挙分会の場所及び日時の決定(比例代表)	(〃)	6
○審査分会の場所及び日時の決定(国民審査)	(〃)	6
○選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額の決定	(〃)	6
○投票所内の名称等の掲示順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定	(〃)	7
○政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定	(〃)	7
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(小選挙区)	(〃)	7
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(比例代表)	(〃)	7
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(熊本県第1区)	(熊本県第1区選挙長)	7
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(熊本県第2区)	(熊本県第2区選挙長)	8
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(熊本県第3区)	(熊本県第3区選挙長)	8
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(熊本県第4区)	(熊本県第4区選挙長)	8
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(比例代表)	(熊本県選挙分会長)	8

登 載 依 賴

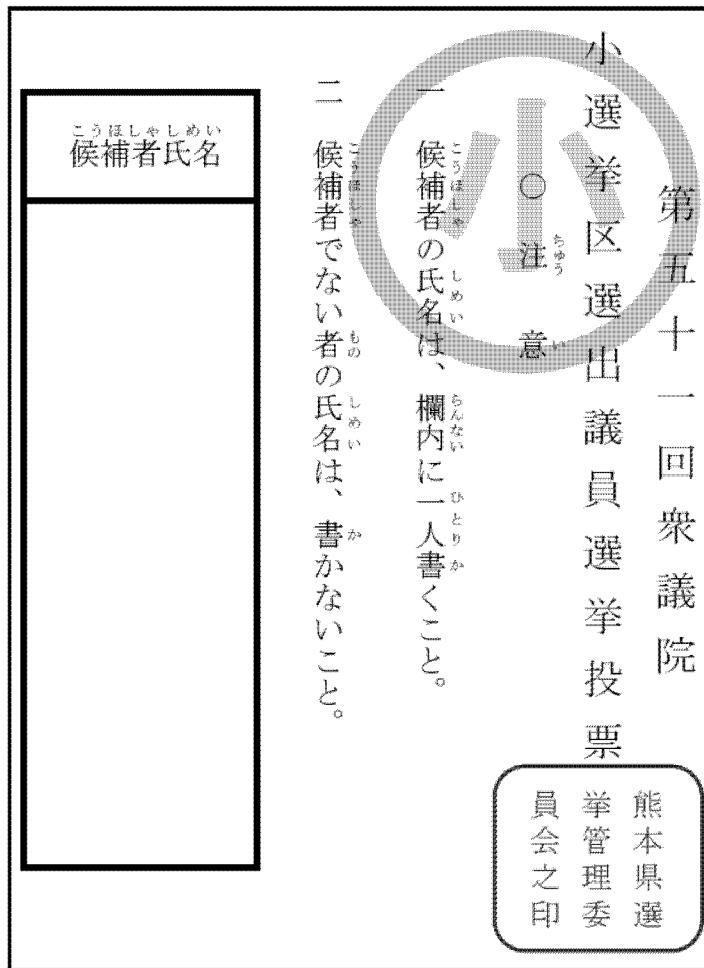
熊本県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第5条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第14条第3項に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

1 小選挙区選出議員選挙



備考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、あさぎ色とする。
- 3 文字は、赤色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

2 比例代表選出議員選挙



備考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、ピンク色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

3 最高裁判所裁判官国民審査

					Xを書く欄					
					裁判官の氏名	<p>一 やめさせた方がよいと思ふ。注意。○</p> <p>二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄にXを書くこと。</p>				

最高裁判所裁判投票官 熊本県選挙管理委員会之印

備考

- 1 規格は、縦9センチメートル、横13センチメートルとする。
- 2 紙の色は、うぐいす色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第2号

令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等は、次のとおりである。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

1 被登録資格の決定の基準日

令和8年(2026年)1月26日
(ただし、年齢については令和8年(2026年)2月8日)

2 登録日

令和8年(2026年)1月26日

熊本県選挙管理委員会告示第3号

令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院議員総選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、ホテル熊本テルサ(熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号)3階たい樹で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第4号

令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院議員総選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

熊本県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき令和8年（2026年）2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき令和8年（2026年）2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

選挙区	選 挙 長		選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区	熊本県熊本市中央区	高島 剛一	熊本県熊本市中央区	福田 充
第2区	熊本県熊本市中央区	福田 充	熊本県熊本市南区	坂口 真理
第3区	熊本県熊本市南区	坂口 真理	熊本県熊本市中央区	竹下 文則
第4区	熊本県熊本市中央区	竹下 文則	熊本県熊本市中央区	高島 剛一

熊本県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき令和8年（2026年）2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

熊本県選挙分会長	選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者		
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区	高島 剛一	熊本県熊本市中央区	福田 充

熊本県選挙管理委員会告示第8号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条で準用する公職選挙法第80条第1項の規定に基づき令和8年（2026年）2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査において熊本県審査分会長及び審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

熊本県審査分会長	審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者		
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区	高島 剛一	熊本県熊本市中央区	福田 充

熊本県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき令和8年（2026年）2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和8年（2026年）1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

選挙区	場所	日時
第1区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室	令和8年(2026年) 2月11日 午後1時30分
第2区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室	令和8年(2026年) 2月11日 午後1時40分
第3区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室	令和8年(2026年) 2月11日 午後1時50分
第4区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室	令和8年(2026年) 2月11日 午後2時

熊本県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

場所	日時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階801会議室	令和8年(2026年)2月11日 午後1時15分

熊本県選挙管理委員会告示第11号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第27条第1項及び同条第5項の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

場所	日時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階801会議室	令和8年(2026年)2月11日 午後1時

熊本県選挙管理委員会告示第12号

令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
- | | |
|-------|-------------------------------|
| イ 鉄道賃 | 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| ロ 船賃 | 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| ハ 航空賃 | 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| 二 車賃 | 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 |
| ホ 宿泊料 | (食事料2食分を含む。) 1夜につき23,000円 |
| ヘ 弁当料 | 1食につき1,500円、1日につき4,500円 |

- ト 茶菓料 1日につき1,000円
 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 　イ 基本日額 10,000円
 　ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 　イ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ1のイから二までに掲げる額
 　ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき20,000円
 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 　イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
 　ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき20,000円
 　ハ 専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

熊本県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所における掲示及び投票所内の適当な箇所における掲示をする場合の掲示の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
 2 日 時 令和8年(2026年)1月27日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第14号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
 2 日 時 令和8年(2026年)1月27日 午後6時15分

熊本県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
 2 日 時 令和8年(2026年)1月27日 午後6時30分

熊本県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
 2 日 時 令和8年(2026年)1月30日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第1区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第1区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日
衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第1区選挙長 高島剛一
1場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
2日時 令和8年(2026年)2月5日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第2区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第2区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日
衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第2区選挙長 福田充
1場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
2日時 令和8年(2026年)2月5日 午後5時35分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第3区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第3区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日
衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第3区選挙長 坂口眞理
1場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
2日時 令和8年(2026年)2月5日 午後5時40分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第4区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第4区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日
衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第4区選挙長 竹下文則
1場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
2日時 令和8年(2026年)2月5日 午後5時45分

衆議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき令和8年(2026年)2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和8年(2026年)1月27日
衆議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長 高島剛一
1場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
2日時 令和8年(2026年)2月5日 午後5時55分